

広報紙広告募集要項

この要項は、犬山市広告掲載事業実施要綱第2条第1項（1）のイに基づき、犬山市（以下「市」という。）が発行する広報紙に有料広告（以下「広告」という。）を掲載するものとし、同要綱第4条に基づき、広告の規格、募集する数等を定めるものとする。

広告掲載場所

広報紙の紙面

※掲載する位置は市が指定する。

※インターネット上に公開する電子データ版の広報紙も同様とする。

印刷部数

33,100部

募集枠数

1号24枠

※1広告主につき1号1枠または1号2枠合併枠とする。ただし、1広告主が複数号にわたる申込みをすることはできる。

広告規格等

1枠：縦45mm×横85mm

2枠合併枠：縦45mm×横173mm

※印刷色は、カラー（4色）。

※文字・イラストなどデザインについては、見やすくすること。

※犬山市が直接広告をしていると誤解を与えるようなデザイン、文字、ロゴ、字体などは使用しないこと。

※広告の中に広告主の連絡先を明記すること。

広告掲載料

【市内業者】 1号1枠 30,000円（消費税及び地方消費税含む）

1号2枠合併枠 60,000円（消費税及び地方消費税含む）

【市外業者】 1号1枠 60,000円（消費税及び地方消費税含む）

1号2枠合併枠 120,000円（消費税及び地方消費税含む）

※広告主は広告掲載料を指定された期日までに一括で納入する。

※納入された広告掲載料は特別な事情がない限り還付しない。

※「市外業者」とは、犬山市内に事業拠点のない事業者を指す。

広告データの作成

広告主が作成すること。費用は広告主の負担とする。

申込方法

犬山市広告掲載申込書（様式第1）に、掲載しようとする広告案を添えて、持参、郵送またはEメールで提出。

広告データの提出

広告データについては、次のいずれかを使用し、電子データとして提出すること。

- (1) Microsoft Word PDFファイルに変換すること
- (2) Adobe Illustrator アウトライン化すること
- (3) Adobe Photoshop

※広告原稿にイラスト、写真、ロゴなどを使用する場合は、申込者で著作権の確認を行い、著作権料が発生する場合はその支払いをすること。

提出先

〒484-8501 犬山市大字犬山字東畑36番地

犬山市経営部企画広報課 広報広聴担当

電話 0568-44-0311 Eメール 010201@city.inuyama.lg.jp

募集する広告掲載号及び申込期限

犬山市広告掲載事業実施要綱第6条に基づき募集する広報紙広告募集日程等による。

掲載決定

犬山市広告掲載審査委員会において、申込みのあった広告の広告掲載の可否を審査し、決定する。掲載の可否について、犬山市広告掲載決定通知書（様式第2）により申込者に通知する。

※広告掲載料の納入通知書を同封し送付する。

広告掲載の基準

犬山市広告掲載事業実施要綱第3条によるもののほか犬山市広告掲載基準第5条による。

広告掲載の取消し

犬山市広告掲載事業実施要綱及び犬山市広告掲載基準に抵触する場合、広告掲載を取り消すことができる。

広告掲載の概略の流れ

- ①申込み（申込書及び広告案添付）
- ②申込み内容を確認
- ③審査（広告掲載審査委員会）
- ④広告掲載決定通知書、納入通知書送付（広告掲載決定が可の場合）
- ⑤契約
- ⑥広告原稿・データ提出
- ⑦広告料納入
- ⑧掲載

特記事項

- ①掲載にあたっては、「犬山市広告掲載事業実施要綱」に基づく審査等がある。
- ②募集枠数を上回った場合は、一括申し込みによる総枠数が多い者を優先する。
次は、市内に事業所等を有する者を優先し、さらに同等の場合は、抽選により決定する。
- ③申込みにあたっては、この要項のほか、犬山市広告掲載事業実施要綱、犬山市広告掲載基準、広報犬山広告掲載に関する契約書（案）を参照すること。